

公立大学法人新見公立大学職員給与規程

平成22年4月1日

規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人新見公立大学職員就業規則(平成22年規則第3号。以下「就業規則」という。)第46条の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学(以下「法人」という。)に勤務する常勤の教員及び事務職員(以下「職員」という。)の給料及び諸手当(以下「給与」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、大学院業務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教員給料表(別表第1)

(2) 事務職員給料表(別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人新見公立大学職員初任給、昇格及び昇給等の基準に関する細則(平成22年細則第4号。以下「初任給等基準細則」という。)で定める。

第4条 理事長は、それぞれの所属の職員が、その毎月の給料の支払を受けるよう、この規程を適用しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 職員の職務の級は、初任給等基準細則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給等基準細則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職務の級から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給等基準細則で定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、初任給等基準細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同

項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(初任給等基準細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては3号給)とすることを標準として初任給等基準細則で定める基準に従い決定するものとする。

- 6 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する事務職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(初任給等基準細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 前2項の規定は、58歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する教員については、適用しない。ただし、当該教員で勤務成績が特に良好であるものについては、理事長の定めるところにより、昇給をさせることができる。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等基準細則で定める。

(復職時等における号給の調整)

第6条 休職又は休暇のため、勤務しなかつた職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、初任給等基準細則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給及び給与の支払)

第7条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、公立大学法人新見公立大学職員給与に関する細則(平成22年細則第3号。以下「給与細則」という。)で定める。
- 3 給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員からの申出があつたときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

第8条 新たに職員となったものには、その日から給料を支給し、昇格、降格等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給する以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外は、その給料額は、その月の現日数から週休日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第9条 職員が退職し、又は免職された場合、事務引継又は残務整理のため特に執務を命ぜられたときは、その間在職当時の給料を日割により支給する。

(休職者の給与)

第10条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若し

くは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の規定以外の心身の故障により、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、理事長が別に定めるところにより、給与の全部又は一部を支給することができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、休職の期間が満3年に達するまで給与の全部又は一部を支給することができる。
- 5 休職者には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合(公立大学法人新見公立大学職員介護休業規程(平成22年規程第47号)第3条第1項の規定による介護休暇の承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与からの控除)

第12条 職員の給与の支給に際して、法令に別段の定め又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められたものをその給与から控除することができる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の算定勤務日(当該勤務日の属する年の総日数から公立大学法人新見公立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成22年規程第45号。以下「勤務時間等規程」という。))に定める週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。))及び休日を除いた日数をいう。)に係る勤務時間の総和で除した額とする。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 精神又は身体に重度の障害がある者で給与細則で定めるもの

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定

による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が管理する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他給与細則で定める職員を除く。)
 - (2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(法人が管理する宿舍その他給与細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する

額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、給与細則で定める。
(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で公立大学法人新見公立大学職員の通勤手当に関する細則(平成22年細則第5号。以下「通勤手当細則」という。)で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤手当細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離に応じて通勤手当細則で定めるところにより算出した額。ただし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当細則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月

当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の通勤手当細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当細則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当細則で定める。

(単身赴任手当)

第18条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の公立大学法人新見公立大学職員の単身赴任手当に関する細則(平成22年細則第6号。以下「単身赴任手当細則」という。)で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(単身赴任手当細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が単身赴任手当細則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当細則で定める額を加算した額)とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当細則で定める。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、給与細則で定める職にある者に対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の手当の額は、その者の給料月額額の100分の15を超えない範囲内において給与細則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 前条の適用を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において給与細則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において給与細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、給与細則で定める。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で給与細則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条の規定により、あらかじめ同規程第2条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(給与細則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第22条 祝日法による休日(週休日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該祝日法による休日がこれらの規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務することを命

ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間については、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲で給与細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 前項の休日とは、勤務時間等規程第10条に規定する日をいう。

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の適用除外)

第24条 前3条の規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(大学院業務手当)

第24条の2 大学院業務手当は、大学院に置かれる研究科において教科を担当する職員に支給する。

2 大学院業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ支給する。

(1) 教授 月額15,000円

(2) 准教授 月額12,700円

(3) 講師 月額11,900円

3 前2項に定めるもののほか、大学院業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において公立大学法人新見公立大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則(平成22年細則第7号。以下「期末・勤勉手当細則」という。)で定める日(次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項に該当して同項の規定により失職し、又は死亡した職員(期末・勤勉手当細則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 教員給料表の適用を受ける職員であって職務の級が2級以上のもの(事務職員給料表の適用を受ける職員にあっては、その職務の級が4級以上のもの)で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として期末・勤勉手当細則で定めるもの並びにこれらの職員との権衡を考慮して期末・勤勉手当細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して期末・勤勉手当細則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で期末・勤勉手当細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当細則で定める。
(期末手当の支給制限)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項の規定により失職した職員(同項第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮こ以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮こ以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮こ以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において期末・勤勉手当細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項に該当して同項の規定により失職し、又は死亡した職員(期末・勤勉

手当細則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当の基礎額に、理事長が期末・勤勉手当細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当の基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ)から」と「支給日」とあるのは「支給日(第28条第1項に規定する期末・勤勉手当細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第29条 職員が退職し、又は死亡したときは、退職手当を支給する。

2 前項の手当の額及び支給方法は、公立大学法人新見公立大学職員退職手当規程(平成22年規程第44号)による。

(臨時的に雇用される職員の給与)

第30条 臨時的に雇用される職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に理事長が定める。

(再雇用職員についての適用除外)

第31条 第14条、第16条及び第29条の規定は、公立大学法人新見公立大学職員再雇用規程(平成22年規程第32号)の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において、公立大学法人新見公立短期大学の職員であった者で、引き続き法人に引き継がれた職員については、公立大学法人新見公立短期大学の職員であった期間を法人の職員であった期間とみなし、この規程を準用する。
- 3 施行日の前日において新見市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年新見市条例第11号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定により給料月額のほか差額に相当する額を給料として支給されていた承継職員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者をいう。以下同じ。)のうち、その者の受ける給料月額が同日において平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定により給料として支給されていた給料月額(公立大学法人新見公立短期大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第7号。以下「平成21年改正規程」という。)の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(55歳を超える職員の特例措置)

- 4 平成30年3月31日までの間、職員(教員給料表及び事務職員給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、教員給料表においてはその職務の級が4級以上である者、及び事務職員給料表においてはその職務の級が6級以上である者であつて、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項において「給料月額減額基礎額」という。))
 - (2) 期末手当 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に

支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (3) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第17条第4項において準用する第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

附 則(平成22年12月1日規程第43号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改定後の規程の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料が支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
-----	------	----

教員給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで

給料表	職務の級	号給
事務職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則(平成23年6月1日規程第43号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規程第43号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規程第43号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日規程第43—1号)

- 1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成26年12月19日規程第43—2号)

- 1 この規定は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成26年12月19日規程第43—3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成

30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

3 前項の規程による給料を支給される職員に関する給与規程第25条第5項(給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。)並びに附則第4項第2号から3号までの規定の適用については、給料月額と前項に規定する給料の額との合計額を給料月額とする。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における給与規程第18条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で給与細則で定める額」とする。

別表第1(第3条関係)

教員給料表

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1	207,000	267,500	315,300	401,900
2	209,200	270,500	318,300	404,200
3	211,400	273,400	321,500	406,600
4	213,600	276,200	324,600	409,100
5	215,700	279,100	328,000	411,500
6	217,900	281,600	330,800	414,000
7	220,100	283,900	333,700	416,400
8	222,200	286,300	336,600	418,900
9	224,500	289,100	339,600	420,900
10	226,900	291,600	342,800	423,400
11	229,300	294,200	346,000	425,800
12	231,700	296,800	349,300	428,200
13	234,000	299,300	352,400	429,900
14	236,400	301,500	354,700	432,100
15	238,800	303,700	357,200	434,400
16	241,200	305,800	359,800	436,700
17	243,300	308,100	362,500	439,000
18	246,400	310,300	364,700	441,400
19	249,500	312,500	367,000	443,700
20	252,600	314,700	369,200	446,100
21	255,500	316,800	371,300	448,300
22	258,500	319,600	373,400	450,600

23	261,400	322,300	375,500	453,000
24	264,300	325,100	377,600	455,300
25	267,100	327,400	379,500	457,300
26	269,700	329,700	381,300	459,500
27	272,300	332,100	383,200	461,600
28	275,100	334,600	385,100	463,800
29	278,000	337,000	387,100	465,900
30	280,400	339,200	388,800	468,200
31	282,800	341,400	390,500	470,400
32	285,200	343,500	392,200	472,500
33	287,800	345,700	394,000	474,400
34	290,200	348,000	395,800	476,500
35	292,800	350,300	397,400	478,800
36	295,200	352,500	399,200	481,000
37	297,800	354,500	400,500	483,100
38	299,500	356,500	402,200	485,100
39	301,400	358,600	403,800	487,000
40	303,300	360,500	405,400	488,900
41	305,200	362,500	406,700	490,900
42	306,300	364,400	408,300	492,800
43	307,300	366,200	409,800	494,600
44	308,200	368,000	411,400	496,500
45	309,200	370,000	412,800	498,400
46	310,400	371,800	414,400	500,200
47	311,600	373,400	415,900	502,000
48	312,700	375,200	417,500	503,900
49	313,700	377,100	418,900	505,600
50	314,800	378,800	420,200	507,300
51	315,800	380,600	421,500	509,100
52	316,800	382,300	422,800	511,000
53	318,000	383,600	423,500	512,600
54	319,000	385,100	424,500	514,200
55	320,100	386,500	425,400	515,900
56	321,100	388,100	426,300	517,500
57	322,200	389,500	427,200	519,100

58	323,300	390,900	428,100	520,400
59	324,400	392,300	429,000	521,700
60	325,400	393,800	429,900	522,900
61	326,500	395,100	430,800	524,100
62	327,500	396,500	431,700	525,100
63	328,600	398,000	432,700	526,100
64	329,700	399,500	433,800	527,100
65	330,600	400,500	434,700	527,700
66	331,700	401,600	435,700	528,600
67	332,700	402,600	436,700	529,500
68	333,800	403,700	437,600	530,400
69	334,700	404,700	438,600	531,300
70	335,800	405,600	439,600	532,100
71	336,800	406,400	440,600	532,800
72	337,900	407,200	441,600	533,300
73	338,500	408,000	442,600	534,000
74	339,500	408,900	443,500	534,500
75	340,500	409,700	444,400	535,300
76	341,500	410,500	445,400	535,900
77	342,500	411,200	446,200	536,400
78	343,500	411,600	446,700	
79	344,500	411,900	447,400	
80	345,400	412,200	448,000	
81	346,400	412,500	448,800	
82	347,400	412,800	449,500	
83	348,400	413,100	449,800	
84	349,400	413,400	450,400	
85	350,000	413,700	450,800	
86	350,600	414,000	451,100	
87	351,200	414,300	451,400	
88	351,800	414,600	451,700	
89	352,400	414,800	452,000	
90	352,800	415,100		
91	353,200	415,400		
92	353,700	415,700		

93	354,200	415,900		
94	354,600	416,200		
95	355,100	416,500		
96	355,600	416,800		
97	356,200	417,000		
98	356,700	417,300		
99	357,100	417,600		
100	357,600	417,800		
101	358,000	418,000		
102	358,500	418,300		
103	358,900	418,600		
104	359,400	418,800		
105	359,900	419,000		
106	360,300			
107	360,800			
108	361,300			
109	361,700			
110	362,200			
111	362,700			
112	363,100			
113	363,500			
114	363,900			
115	364,400			
116	364,800			
117	365,200			
118	365,600			
119	366,100			
120	366,500			
121	366,800			
122	367,200			

この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2(第3条関係)
事務職員給料表

(単位：円)

職員の区分	号給\級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900

34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		

69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
94		292,500	340,300	378,900				
95		292,900	340,800	379,100				
96		293,300	341,200	379,300				
97		293,500	341,300	379,500				
98		293,800	341,800					
99		294,200	342,200					
100		294,600	342,500					
101		294,800	342,800					
102		295,100	343,200					
103		295,500	343,600					

	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600